

一般社団法人神奈川県日本中国友好協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県日本中国友好協会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を横浜市内に置く。

(公告の方法)

第3条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、日本中国両国民の相互理解と友好を深め、日本とアジア及び世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本中国両国相互間の経済、文化、芸術、学術、技術、体育など、各分野にわたる交流を推進する。
- (2) 神奈川県内各市町村の日本中国友好協会（以下「地域協会」という）及び神奈川県内の日本中国友好諸団体との連携と強化発展を図る。
- (3) 日本中国友好協会ならび各都道府県日本中国友好協会との連帯、及びその他の日本中国諸団体との交流。
- (4) 在日華僑との友好連帯。
- (5) その他、目的達成に必要な事項。

第3章 会 員

(会員の種類)

- 第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員等とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。
- 2 正会員の資格は、神奈川県日本中国友好協会規約（以下「規約」という）に賛同する地域協会、法人、団体及び個人とする。
 - 3 賛助会員等は、この規約に賛同し、本会の事業に援助する法人、団体及び個人とする。

(入 会)

- 第7条 本会の会員になろうとする者は、総会の定めるところにより、入会の申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(代表者の届出)

- 第8条 法人又は団体たる正会員は、本会に対して代表者としてその権利を行使し義務を履行すべき者を1名定め、これを本会に届け出なければならない。

(会 費)

- 第9条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、第7条の入会の承認と同時に、会費を納めなければならない。
- 2 賛助会員等は、入会後は、賛助会費等を納めなければならない。
 - 3 会費の額並びに支払方法は、総会において定める。

(任意退会)

- 第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

- 第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により会員を除名することができる。
- (1) 会費を半年以上納入しなかったとき
 - (2) 本会の運動を著しく阻害したとき
 - (3) 本会の名誉を著しく毀損したとき

(抛出金品の不返還)

- 第12条 既に納入した入会金、会費その他抛出金は、返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会費の額
- (4) 会員の入会及び除名
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を提示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がこれを代行する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 会員の除名

(3) 監事の解任

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知のあった事項について、委任状等の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、その正会員は出席したものとみなす。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第 20 条 総会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 40 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、5 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

4 代表理事以外の理事のうち、副会長、専務理事をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定す

る。

- 3 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）である理事は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款並びに別に定める理事の職務権限規定により、この法人の職務を執行する
- 3 副会長は、会長を補佐し、この定款及び理事会において別に定める理事の職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この定款及び理事会において別に定める理事の職務権限規程により、この法人の業務を分担執行するとともに、事務局を統括する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、会計及び財産の状況並びに理事の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

（役員の任期）

第25条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の時までとする。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（役員の解任）

第26条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、理事会の議決を経て定める規程に基づき、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問等)

第 28 条 本会に任意の機関として、名誉会長、名誉顧問、顧問、参与及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長、名誉顧問、顧問、参与及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第6章 理事会

(構成)

第 29 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長がかけたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前条第 2 項の規定は、議長について準用する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理

事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該事項につき異議を述べたときは除く。）は、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 34 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第7章 資産及び会計

（事業年度）

第 35 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

（事業計画及び収支予算）

第 36 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
- 3 第 1 項の事業計画書及び収支予算書は、総会においてその内容を報告しなければならない。

（事業報告及び決算）

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1） 事業報告書

（2） 貸借対照表

（3） 損益計算書（正味財産増減計算書）

（4） 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告

し、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 10 年間備え置くとともに定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(余剰金)

第 38 条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 40 条 本会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は公益社団法人日本中国友好協会に贈与するものとする。

第9章 補 則

(委員会)

第 42 条 本会に、業務に関する専門事項を審議するため委員会置くことができる。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第 43 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立日から施行する。
- 2 この法人の設立時会員（社員）の住所及び氏名は次のとおりである。
住所 神奈川県海老名市上郷一丁目 20 番 60 号
氏名 牧内 良平
住所 神奈川県平塚市豊原町 11 番 3 号
氏名 上島 保則
- 3 この法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。
設立時理事 牧内 良平
設立時理事 齋藤 準一
設立時理事 上島 保則
設立時代表理事 牧内 良平
設立時監事 田中 潤
- 4 神奈川県日本中国友好協会の会員である者は、一般社団法人神奈川県日本中国友好協会の登記の日に、本会の会員になったものとみなす。

以上、一般社団法人神奈川県日本中国友好協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

平成 25 年 4 月 1 日

設立時会員（社員） 牧内 良平 ⑩

設立時会員（社員） 上島 保則 ⑩

- 5 附則 平成 25 年 4 月 1 日
第 21 条の理事の数（30 名以上 40 名以内）数を 3 名以上 40 名以内へと変更。
- 6 附則 令和 7 年 6 月 20 日 一部改正。